

# 令和5年度

## 太田市住宅リフォーム支援事業補助金

太田市デジタル金券(OTACO)で交付します！

最大20万円

市内経済の活性化及び市民の住環境の向上を図ることを目的として、住宅リフォーム支援事業を行います！！

◆ 受付期間 令和5年5月15日(月)～11月30日(木)

※受付期間中であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります

### ◆ 補助金の概要

どんな人が対象？	どんな住宅が対象？	どんな工事が対象？	補助金額
<input type="checkbox"/> 市内に住宅を所有している人 <input type="checkbox"/> 世帯全員に市税の滞納がない人 <input type="checkbox"/> リフォームをする住宅に申請日の段階で2年以上継続して住んでいる人 <input type="checkbox"/> 平成25年度以降に住宅リフォーム補助金の交付を受けていない人	<input type="checkbox"/> 築10年以上経過した登記済の住宅 <input type="checkbox"/> 火災報知器が設置済みか、工事完了までに設置する住宅 <input type="checkbox"/> 平成25年度以降に住宅リフォーム補助金の交付を受けていない住宅	<input type="checkbox"/> 10万円を超える工事 <input type="checkbox"/> 本補助金に <u>登録している施工業者を利用し行う工事</u>	補助率 30% 最大 20万円 デジタル金券(OTACO)

- ・同一箇所の工事で市の他の補助金を受けている、または受ける予定の場合は対象外となります。
- ・必ず工事の着工前に申請をして、補助金の交付決定後に工事着工をするようにしてください。
- ・住宅が共有物で、一部の共有者が要件を満たしていない場合(居住実態等)、補助金額に影響に出ることがあります。詳細については、お問い合わせください。

### ◆ 申請方法

【申請書の提出】本補助金へ登録している施工業者が申請を行います

【施工業者】太田市HPをご覧くださいか、まちづくり推進課へお問い合わせください

#### 《問い合わせ先・申込先》

〒373-8718 太田市浜町2番35号

HPはこちら ⇒

太田市 都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係(市役所本庁舎7階)

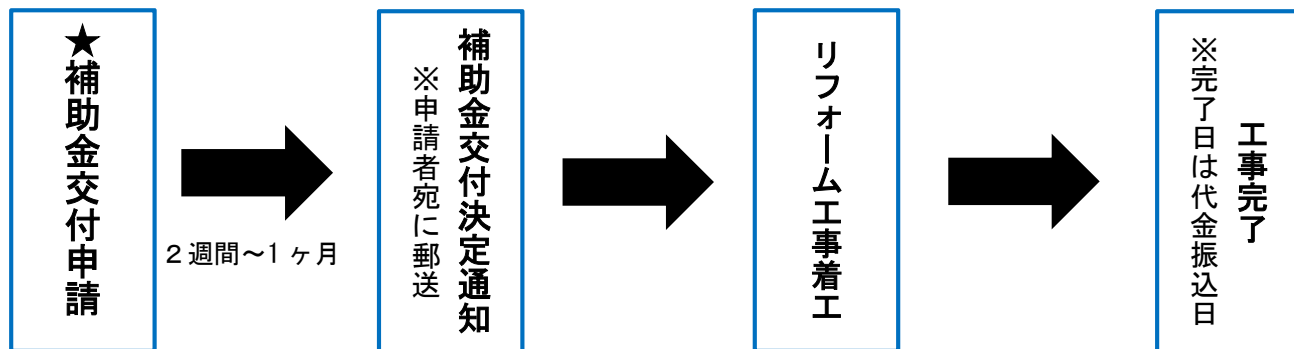
TEL : (0276) 47-1955 FAX : (0276) 47-1883

Eメール : 030700@mx.city.ota.gunma.jp



## ◆ 補助金の流れ

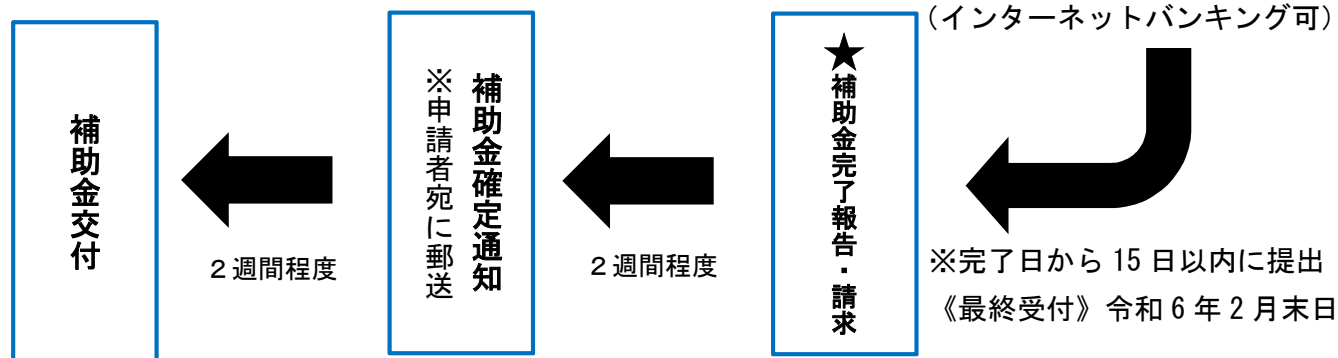
★は「施工業者」が行う手続き



※完了報告までに太田市デジタル金券（OTACO）の登録を済ませて、会員コードが分かるようにしてください。

※工事代金は必ず銀行窓口またはATMでの振込で支払いをしてください。

（インターネットバンキング可）



※補助金はデジタル金券（OTACO）で、申請者に直接交付します。

## ◆ 補助対象と認められる工事の具体例

工事区分	工 事
屋根	屋根の葺替、棟瓦の積直、破風・雨樋改修
防水	ウレタン防水、FRP 防水、シート防水、シーリング打替改修
外壁、塗装	外壁の張替改修、屋根・外壁・内装の塗装改修
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
タイル、畳	タイルの張替、下地補修、畳の入替・表替・裏返し
増築	母屋の増築 ※確認申請を必要とする増改築の場合に限り確認申請書副本の写しの添付が必要
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
水回	システムキッチン・ユニットバス・洗面台・便器（一体型の場合手洗含む）・洗濯器パンの更新・新設及びこれらに関連して行う配管・配線等 ※上記の部分改修は認められません。全体のシステムとして交換等を行ってください
電気	住宅用火災警報器（未設置の住宅は必ず設置してください）の設置
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等
	諸経費、値引き、消費税等は支払総額のうち、補助対象工事費の率分のみ認められます

※上記で判断が出来ない場合は、まちづくり推進課にお問い合わせください。